

2016/02/20 付で規約を改定しました。

改定前

(役員の種類)

第7条 この連盟に次の役員を置く。

2 執行役員のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(会費)

第 23 条 年会費は 2000 円とする。

改定後

(役員の種類)

第7条 この連盟に次の役員を置く。

2 執行役員のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(会費)

第 23 条 年会費は 3000 円とする。

(但し、平成 28 年度のカード会員は 2000 円とする。)